(7) Time-limit for tender: 17:00 22 November 2017

(8) Contact point for the notice: Jun Yasumoto, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1—1—1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100—8977 Japan. TEL 03—3580—4128

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年10月2日

支出負担行為担当官

東京地方検察庁検事正　甲斐　行夫

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第５号

1　調達内容

(1) 品目分類番号　17

(2) 借入等件名及び数量　乗用自動車７台の賃貸借

(3) 調達件名の特質等　仕様書による。

(4) 借入期間　仕様書による。

(5) 借入場所　仕様書による。

(6) 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」においてA、B又はCの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(6) この公告の示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

3　入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒100—8903 東京都千代田区霞が関１—１—１　東京地方検察庁事務局用度課需品係　髙波　翔太　電話03—3592—5611　内線3361

(2) 入札説明書の交付方法　上記3(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札書の提出期限　平成29年11月21日16時00分

(4) 開札の日時及び場所　平成29年11月22日15時30分　東京地方検察庁12階1239号室

4　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金　免除

(3) 入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格審査書類を指定期日までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否　要

(6) 落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、仕様書等で指定する性能等の要求要件の全てを満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(7) 手続における交渉の有無　無

(8) 詳細は入札説明書による。

5　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Yukio Kai, Chief Prosecutor of the Tokyo District Public Prosecutors Office

(2) Classification of the products to be procured: 17

(3) Nature and quantity of the products to be leased: Leasing contract for 7 passenger cars.

(4) Lease period: By specification

(5) Lease place: By specification

(6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall: ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order Concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have not received suspension of designated contractor status, etc., from a Contract Officer, etc., ④Have Grade A, B or C "Offer of Services" in terms of the qualification for participating in the tenders required by the Ministry of Justice (uniform qualification for every ministry and agency) in the Fiscal Years 2016, 2017 and 2018, and meet the requirements for participating intenders within the Kanto-Koshinetsu region. ⑤Meet the qualification requirements which the Obligating Officer Director may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order. ⑥Prove to have ability to lease the products concerned by themselves and by a third party, should the products requested through this notice be leased by a third party.

(7) Time-limit for tender: 16:00 21 November 2017

(8) Contact point for the notice: Shota Takanami, Supplies Section, Secretariat, Tokyo District Public Prosecutors Office, 1—1—1 Kasumigaseki, Chiyodaku, Tokyo 100—8903 Japan. Tel 03—3592—5611 ext. 3361

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年10月2日

支出負担行為担当官

東京法務局長　秋山　仁美

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第２号

1　調達内容

(1) 品目分類番号　11

(2) 購入等件名及び数量　債権・動産譲渡登記システム用自家発電設備購入等一式

(3) 調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限　平成30年３月30日

(5) 納入場所　入札説明書による。

(6) 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。